

# 平成24年度子ども施策に関する意見書

石川県子ども政策審議会

平成24年11月

県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」及び「いしかわエンゼルプラン」を拠り所に、プレミアム・パスポート事業やマイ保育園登録事業、一般事業主行動計画の策定義務対象企業の拡大によるワークライフバランスの推進など、先駆的な取組みを実施し、社会全体で子どもと子育てを支援する気運の醸成や仕組みの構築に取り組んできており、引き続き、「いしかわエンゼルプラン2010」に定めた目標に向かって、積極的に事業の推進を図ってほしい。

この意見書が本県の今後子ども・子育て施策に反映され、さらなる施策の推進につながることを期待する。

## 1 新たな子ども・子育て支援制度への対応

国においては、去る8月10日に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て支援関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目指す新たな制度がスタートすることとなった。

新たな制度においては、市町村が、地域の子育て支援拠点に子育て支援コーディネーターを配置し、必要な情報の提供や助言等を行う利用者支援の事業が盛り込まれており、本県が先駆的に実施してきた「マイ保育園登録事業」における子育て支援コーディネーターの重要性が認められたものであると言える。

そのようなことも踏まえ、新たな制度に基づく事業の推進にあたっては、子どもの育ちや子育て支援のさらなる前進につながるよう、本県の地域特性に沿った的確な対応を図るべきである。

## 2 子どもの健やかな育ちの支援

「いしかわエンゼルプラン2010」では、「いしかわ子ども総合条例」が掲げる、次代を担う子どもが多くの人との関わりの中で、健全な心身を形成し、自立した大人に成長していく社会の実現に向け、「子どもの心身の育ちを保障する」が「プランの視点」の三本柱の一つとなっており、子育て支援策の実施にあたっては、親への支援という視点のみならず、常に当事者である「子どもの育ちの支援」という視点から、適切な対応の確保が重要である。

## 3 ワークライフバランスの普及・定着

- (1) 子育て期において、親子がともに過ごす時間は、家庭の絆を深めるとともに、子どもの成長にも大切な時間であり、ワークライフバランスの推進により、長時間労働や仕事優先となっている従来の働き方の見直しが求められる。
- (2) ワークライフバランスの実現には、仕事と生活が両立しやすい職場の雰囲気づくりが肝要であり、雇用する側、働く側双方の意識改革が不可欠である。
- (3) このため、県は、各企業におけるワークライフバランスの取り組みの拠り所となる一般事業主行動計画の策定をはじめ、雇用環境の整備等を企業に働きかけるとともに、県民のワークライフバランスに対する理解の促進に積極的に取り組むべきである。

## 4 食育の推進

未来を担う子どもたちが、生涯にわたり健全な心身と豊かな人間性を育てていくために、あらゆる機会を通じて子どもたちの食育に取り組むことが重要であり、食育に対する県民の理解を深め、健全な食生活の実践につながるよう、さらなる取組みを進めるべきである。

## 5 地域の子育て支援の充実・強化

(1) 本県は、保育所の普及率が全国トップクラスであり、大都市部のような待機児童問題もなく、保育サービスは量的に概ね充足している。一方で、多様化する保育ニーズに的確に対応することが求められており、県において、保育サービスの一層の質の向上に対し支援していくべきである。

(2) 核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中で、子育て家庭を地域ぐるみで支援する環境づくりが重要である。

こうした中、保育所には、在園児やその保護者に対する支援だけでなく、在宅の子育て家庭に対する支援も含め、地域の身近な子育て支援の拠点として重要な役割を担うことが求められている。県では、在宅の子育て家庭に対する支援として、「マイ保育園登録事業」や子育て支援コーディネーターによる「子育て支援プランの作成」などに取り組んでいるが、今後とも、保育所を拠点とし、「乳児家庭全戸訪問事業」など地域の様々な社会資源を活用・連携することにより、子育て支援の取組みをさらに推進していくべきである。

(3) 県では、働きながら子育てをする家庭が子どもの急な病気やけがなどの際に、安心して子どもを預けることができるよう、保育所やファミリー・サポート・センターなどでの病児・病後児保育を推進するとともに、子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについて、運営時間の延長や指導員の質の向上などに取り組んでおり、引き続き、就労と子育てが両立できる環境づくりを推進していくべきである。

## 6 次代の親の育成

次代の親となる青少年が、子どもを生き育てることの意義等について理解を深めることが重要であり、乳幼児との触れ合いや、育児体験の機会の充実を図るべきである。

## 7 社会的養護体制の拡充

- (1) 虐待を受けた児童等の社会的養護については、家庭的な生活環境のもと、愛され、大切にされているという実感の持てる緊密な人間関係が重要であることは言うまでもない。
- (2) 家庭的養護を推進するため、里親制度のより一層の普及啓発に努めるとともに、児童養護施設については、ケア単位の小規模化などに取り組んでいく必要がある。

## 8 未婚化・晩婚化対策

結婚を希望しているが、異性に巡り会う機会がないという若者も多いことから、出会いの機会の創出について、企業や地域と連携しながら、取組みを進めるべきである。